

旭川市立旭川中学校
学校いじめ防止基本方針

創誠健和



令和5年4月 改定

【 目 次 】

はじめに.....	1
-----------	---

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念.....	2
2 いじめの理解	
(1) いじめの定義	
(2) いじめの内容	
(3) いじめの要因	
(4) いじめの解消	
(5) いじめの重大事態	

第2章 学校が実施するいじめ防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び今年度の目標（指標）.....	5
2 生徒が主体となった取組の推進.....	6
3 学校いじめ対策組織の設置	
(1) 学校いじめ対策組織の構成	
(2) 学校いじめ対策組織の役割	
4 いじめ防止の取組.....	8
(1) いじめについての共通理解	
(2) いじめに向かわない態度・能力の育成	
(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意	
(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実	
5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知.....	9
(1) 早期発見のための措置	
6 いじめへの対処	
(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応	
(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援	
(3) いじめを行った生徒への指導及び保護者への助言	
(4) いじめが起きた集団への働きかけ	
(5) 性に関わる事案への対応	
(6) 関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応	
7 いじめの解消.....	10
(1) いじめが解消している状態	
(2) 観察の継続	
8 いじめの重大事態への対応.....	11
(1) 重大事態とは	
(2) 学校における重大事態への対処	
9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携.....	12
10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携.....	13
11 学校いじめ防止プログラム	
(資料①) 学校いじめ防止プログラム.....	14
(資料②) 早期発見・事案対処マニュアル.....	16
(資料③) いじめ発見・見守りチェックリスト.....	17
(資料④) 主な相談窓口.....	18

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校ではこれまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、毎年、本校の現状、生徒や教職員等のいじめ根絶への願いを実現するために、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を見直しや改善をして改定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

特に、いじめの防止には、コロナ禍も踏まえた新しい学校の生活様式に基づく教育活動の展開や、前例にとらわれない体制づくりが求められると考えております。

そこで、昨年度より「積極的な業務改善」と「チーム担任制」を導入し、生徒一人一人に対する目配り、気配りを徹底できる生徒指導を展開します。

さらに、不登校及び不登校傾向の生徒に対する「ICT等を積極的に活用した学びを保障する場の設定」、「多様な企業・団体・地域人材の参画による教育プログラムの開発」、「一斉授業の参加に困難さを感じる生徒への個別最適な学びを保障する取組」、「人間関係づくりや集団生活への困難さを抱える生徒に対する専門機関と連携した日常的な指導体制の構築」に積極的に取り組むとともに、小中一貫して9年間を見通したいじめ防止対策を推進してまいります。

本基本方針に基づき、生徒はもとより、学校運営協議会、保護者、そして関係各位のご理解と積極的な当事者としてのご支援・ご協力を、ここにお願いいたします。

旭川市立旭川中学校長

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないとき

いじめを理解するに当たって、以下の点に留意します。

- ア 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める必要があります。
- 例えば、いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する生徒がいることが考えられます。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応します。
- イ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応します。
- ウ 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。
- エ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないよう、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。
- オ 生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、障害のある生徒等、学校として特別な配慮を必要とする生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応することが必要です。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 生徒一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身または財産に重大な被害については、

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に対応します。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和5年度の目標（指標）

令和4年度、本校では「いじめに関する調査」、教育相談等を通じて、12件のいじめが認知されました。いじめの態様については、悪口を言われる、仲間はずれにされる、などでしたが、3カ月以内に「解消している」という状況にあります。

調査における質問項目のうち、「いじめはどんな理由があっても許されないことだと思う」と答えた生徒の割合は、1年生98.4%、2年生98.8%、3年生97.4%であり、ほとんどの生徒が「いじめは許されない行為である」という意識を持っていますが、全ての生徒がいじめを許さない意識を持つように指導をさらに徹底します。加えて、「嫌な思いをした時に、誰に相談しますか」という設問で、「誰にも相談しない」と回答した生徒が全校で11%おり、全ての生徒が適切にSOSを出せるよう指導を徹底していきます。

令和5年度も、生徒の意識を高めていく取組を行うとともに、チーム担任制の継続による日常の生徒とのふれあいや教育相談の充実、各種アンケートの実施や分析等を通じた、いじめの防止に努めてまいります。

また、いじめの認知に関わっては、生徒指導部を中心にした日常的な研修や実践事例交流等を通じて、法令に基づく積極的な認知に努めます。

さらに、いじめが認知された場合、3か月以内の解消率100%を達成できるよう、組織的に対処していきます。

2 生徒が主体となった取組の推進

本校では、生徒自らが、いじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を生徒会中心に進めます。具体的な取組として、下記のような活動を企画・運営します。

- ア 生徒会を中心にいじめ問題について話し合い、本校の実態に応じた学校いじめ防止基本方針（生徒版）を策定する。
- イ 全校生徒一人ひとりが、いじめ撲滅に向けた行動宣言を表明し、それらを学年ごとにまとめた「いじめノックアウト 行動宣言」を作成・掲示する。
- ウ 生徒会役員が小学校に出向き、小学生に向けていじめ防止の授業を行う。
- エ 生徒会本部や各専門委員会による、いじめ撲滅に向けた呼びかけを行う。

など

上記の取組を行う際には、全ての生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図るとともに、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとする、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

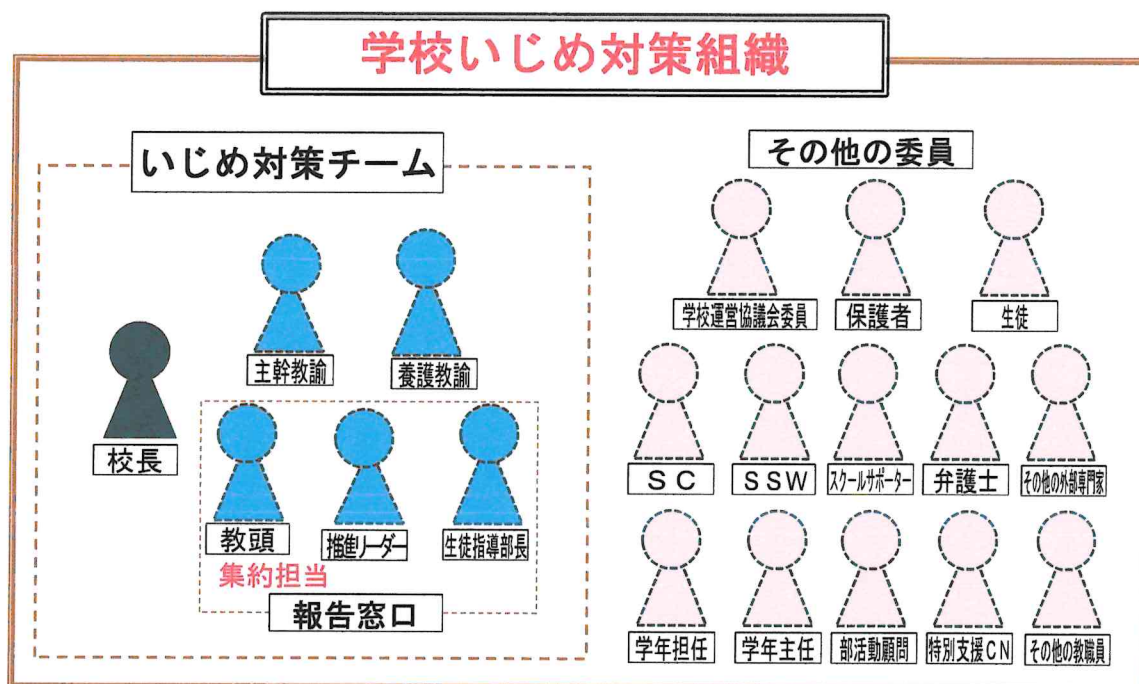
3 学校いじめ対策組織の設置

（１）学校いじめ対策組織の構成

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や、実施の際に、生徒や保護者の代表、地域住民の代表としてあさひやま学校運営協議会などを加えた組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組めます。

また、学校いじめ対策組織内に「いじめ対策チーム」を設置します。いじめ対策チームは、校長をリーダーとし、教頭、主幹教諭、生徒指導部長、いじめ対策推進リーダー、養護教諭をメンバーとします。他の教職員からの報告をいつでも受けられるよう、「報告窓口」を教頭と生徒指導部長及びいじめ対策推進リーダーが担い、「報告窓口」にきた情報は全て「集約担当」である教頭が集約し、その後の対応をコーディネートします。



(2) 学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

ア いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

イ いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

ウ 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて、PDCA サイクルにより、計画的・組織的に点検の実施と見直しを実施

エ 「いじめ対策チーム」による会議を含め、学校いじめ対策組織会議の内容を記録し、整備・保管

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- イ いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、生徒用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できるような取組を進めます。
- ウ チーム担任制を導入し、全職員で情報共有をして対応します。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- イ 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。
- イ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感^{※1}や自己肯定感^{※2}をはぐくむ指導の充実

- ア 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができ、機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努めます。
- イ 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ウ 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。
- エ 「あさひやまプライドプロジェクト」を新たに立ち上げ、地域総ぐるみで「振る舞い教育」を推進します。

※1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

(5) 人権教育プログラムについて

- ア 学校いじめ防止プログラムに基づき、「人権教育プログラム」を実施します。

- イ 1学年では、「生命（いのち）の安全教育」及び「CAP あさひかわによる人権教育プログラム」を実施します。
- ウ 2学年では、「SNS の適切な利用に係る学習」を実施します。
- エ 3学年では、「いじめから人権を守る教育」を実施します。

（6）ストレスチェックについて

- ア 学校いじめ防止プログラムに基づき、ストレスチェックを実施します。
- イ 実施した内容をもとに、いじめの兆候をつかみ、早期発見に努めます。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

（1）早期発見のための措置

- ア チーム担任制の導入により、日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい組織体制や雰囲気をつくります。
- イ 生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。
- ウ ア及びイでの得られた情報は、速やかにいじめ対策チームに報告するとともに、認知を行ったうえで、対応します。

6 いじめへの対処

（1）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア 遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、行為を止めさせます。
- イ いじめを受けた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- ウ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

（2）いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- ア いじめを受けた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- イ いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保します。

- ウ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言

- ア いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応し、その再発を防止します。
- イ いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ウ 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- イ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

- ア 他の事案と同様、学校いじめ対策組織を中心に、生徒のプライバシーに配慮した対応を行います。
- イ 管理職や生徒指導部、養護教諭等によるチームを編成し、被害生徒と同性の教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- ウ 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- エ チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

(6) 関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- ア 他の事案と同様、学校いじめ対策組織を中心に、対応を行います。
- イ 教育委員会との綿密に連携するとともに、関係学校との情報共有、指導方法を統一して、対応します。

7 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、すくなくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害者・加害者生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為がやんでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

（２）観察の継続

ア いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、生徒や学級等の観察を注意深く続けます。

イ いじめが解消していない段階では、いじめられた生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

ウ いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

8 いじめの重大事態への対応

（１）重大事態とは

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

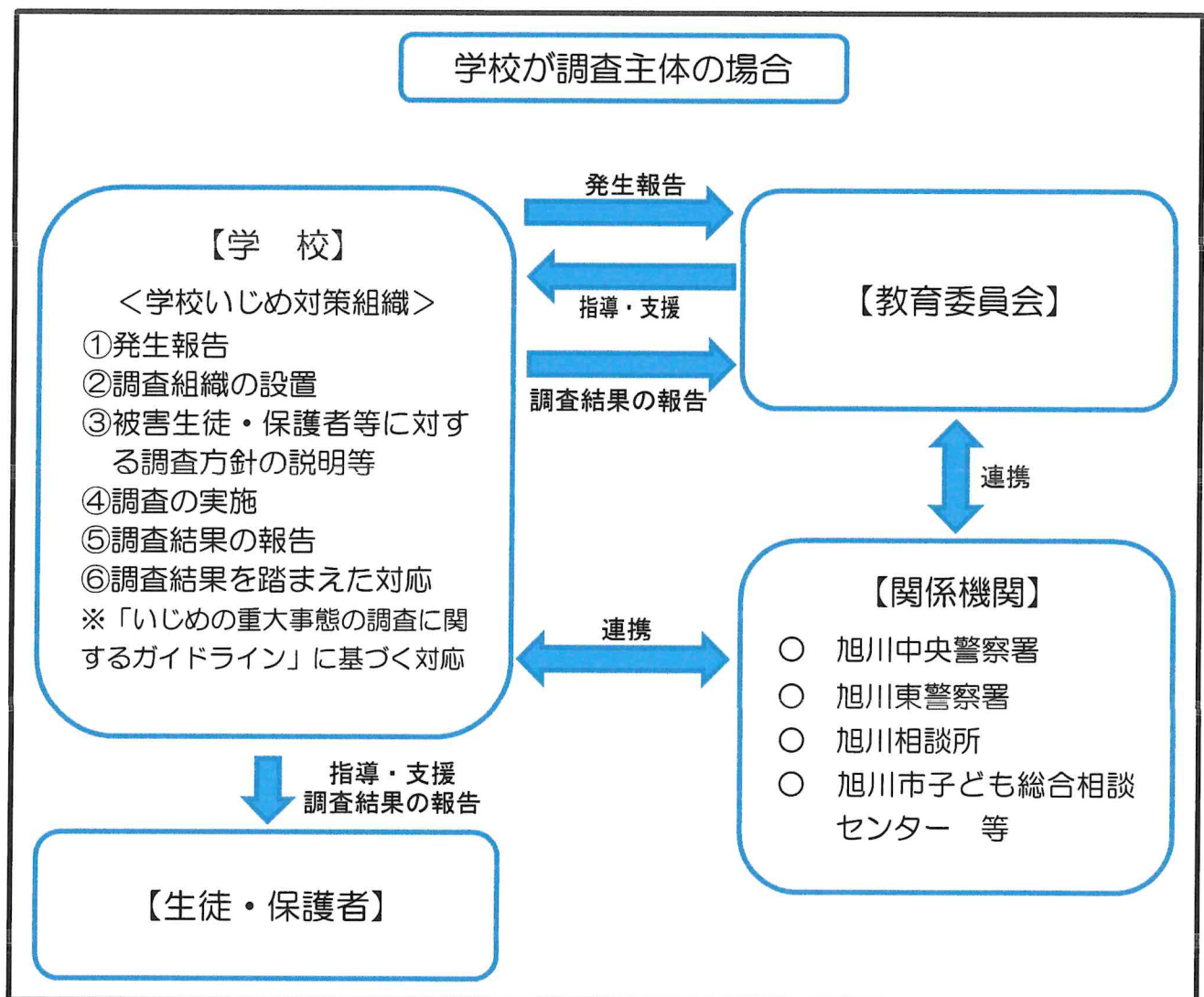
ウ 生徒や保護者から、いじめによる重大な被害が生じたとの申立てがあったとき。

＊重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にします。

（２）学校における重大事態の対処

- ア 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。
- イ 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- ウ 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にします。
- エ 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適時、適切な方法で情報を提供します。

重大事態対応フロー図



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

学校は、関係機関や保護者、地域と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるように努めます。
- イ いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応します。
- ウ 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応すると共に、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告します。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、下記のような取組を行い、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- ア 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- イ 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努めます。
- ウ 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

11 地域全体の機運の醸成

- ア PTA や地域と連携し、学校いじめ防止方針の周知する機会の充実をはじめ、いじめに関する研修機会を提供します。
- イ 小中学校が連携し、9年間を見通したいじめ防止に関する「人権教育プログラム」を系統的に展開し、人権意識の向上を図ります。
- ウ 小中学校が連携し、「いじめノックアウト行動宣言」の決定、中学校の成果を小学生に対して還元する取り組みの展開など、生徒主体の取り組みを推進します。

12 学校いじめ防止プログラム

別紙、資料①参照

【資料①】 学校いじめ防止プログラム

	4 月	5 月	6 月（強調月間）
教 職 員	○学校いじめ対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 ○校内研修 ・基本方針の内容の共通理解 ○学校ネットパトロール ※通年で実施する	○学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加	○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 ○教育相談
生 徒	○基本方針（生徒版）策定 ・各学級での検討、周知 ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど	○人権教育 ・「生命（いのち）の安全教育」の授業 ・「いじめから人権を守る教育」 ・「SNS の適切な利用に係る学習」	○いじめアンケート調査① ストレスチェック① ○生徒が主体となった未然防止の取組（小中合同あいさつ運動等） ○中連生活部 6 月研への参加
家 庭 ・ 地 域	○保護者懇談会 ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請 ○基本方針のHP公開		○学校運営協議会

	7 月	8 月	9 月
教 職 員	○学校いじめ対策組織会議 ・いじめに関わる相談や報告。 ・事案報告の際に、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。	○学校いじめ対策組織会議 ・いじめに関わる相談や報告。 ・事案報告の際に、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加	○学校いじめ対策組織会議 ・いじめに関わる相談や報告。 ・事案報告の際に、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○校内研修 ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告
生 徒	○生活・学習 A c t サミットへの参加 ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど	○生活・学習 A c t サミットを受けた取組の実施	○人権教育 ・「CAP あさひかわによる人権教育プログラム」
家 庭 ・ 地 域	○生徒指導講話 ・インターネット依存に関する外部講師による講話 ○保護者懇談会 ・1 学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活	○市主催「生徒指導研究協議会」への参加	○学校運営協議会

	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	○学校いじめ対策組織会議 ・いじめに関わる相談や報告。 ・事案報告の際に、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○校内研修 ・「生命（いのち）の安全教育」の授業の実施について	○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○教育相談	○学校いじめ対策組織会議 ・いじめに関わる相談や報告。 ・事案報告の際に、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。
生徒	○小中連携し、生徒が主体となった未然防止の取組（いじめノックアウト出前授業実施）	○いじめアンケート調査② ストレスチェック② ○「生命（いのち）の安全教育」の授業	○中連生活部12月研への参加 ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど
家庭・地域			○保護者懇談会 ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活

	1月	2月	3月
教職員	○学校いじめ対策組織会議 ・いじめに関わる相談や報告。 ・事案報告の際に、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。	○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○教育相談	○学校いじめ対策組織会議 ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況、指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告
生徒		○いじめアンケート調査③ ストレスチェック③ ○外部講師（警察）による、スマホ安全教室	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど ○外部講師（警察）による、非行防止教室
家庭・地域		○外部講師（警察）による、スマホ安全教室への参加 ○学校運営協議会、保護者懇談会による協議 ・学校の取組等の評価	

【資料②】

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた生徒や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口（教頭・指導部長・推進リーダー） → 集約担当（教頭）

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- 周囲の生徒への指導
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学 校	□ 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 □ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	□ いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 □ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	□ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	□ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	□ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 □ 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	□ いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
 - 事実の整理、指導方針の再確認
 - スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用
- 学校体制の改善・充実
 - 生徒指導体制の点検・改善
 - 教育相談体制の強化
 - 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施
- 教育内容及び指導方法の改善・充実
 - 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
 - 道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
 - 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組
- 家庭、地域との連携強化
 - 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
 - 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
 - 生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

【資料③】

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

生徒氏名

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… | [|] |
| ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。…………… | [|] |
| ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。…………… | [|] |
| ☐ 教職員のそばにいたがる。…………… | [|] |
| ☐ 登校時に、体の不調を訴える。…………… | [|] |
| ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… | [|] |
| ☐ 交友関係が変わった。…………… | [|] |
| ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。…………… | [|] |
| ☐ 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… | [|] |
| ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。…………… | [|] |
| ☐ 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… | [|] |
| ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。…………… | [|] |
| ☐ 体に擦り傷やあざができていることがある。…………… | [|] |
| ☐ けがをしている理由を曖昧にする。…………… | [|] |

授業や給食の様子

生徒氏名

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… | [|] |
| ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…………… | [|] |
| ☐ 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。…………… | [|] |
| ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。…………… | [|] |
| ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。…………… | [|] |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… | [|] |

清掃や放課後の様子

生徒氏名

- | | | |
|---|---|---|
| ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… | [|] |
| ☐ ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…………… | [|] |
| ☐ 一人で下校することが多い。…………… | [|] |
| ☐ 一人で部活動の準備や後片付けをしている。…………… | [|] |
| ☐ 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。…………… | [|] |
| ☐ 部活動の話題を避ける。…………… | [|] |

【資料④】

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代 表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506（こんにちはコール）

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110（ゼロゼロなな の ひゃくとおばん）

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合のよい日時をお知らせください。基本：水曜日 13:00~16:30

旭川市立旭川中学校 TEL 36-1007